



平成 19 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 エス・バイ・エル株式会社
代表者名 取締役社長 松川 敏夫
(コード番号 1919 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 澤井 幹人
T E L 0 6 (6 2 4 2) 0 5 5 5

「過去の業績に影響を与える事象の発生について」に関する 最終調査結果及び当社の対応方針のご報告

当社は、平成 19 年 5 月 18 日付の「過去の業績に影響を与える事象の発生について」において、過年度決算での売上計上時期に関する適切でない会計処理（以下、「本件」といいます。）が判明したことを開示いたしました。また、平成 19 年 5 月 25 日付の「外部調査委員会の設置について」において、本件社内調査の内容及び結果の検証、事象発生の原因究明、再発防止策の策定に向けた提言を外部調査委員会に委嘱する旨の開示をいたしました。その後、外部調査委員会の中間報告に基づき、平成 19 年 6 月 22 日付の「過年度決算短信(連結・個別)の一部訂正について」において、平成 19 年 5 月 18 日付発表の通りの内容で、過年度の決算を正式に訂正する旨の開示を行うとともに、平成 19 年 6 月 28 日、過年度の有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

今般、外部調査委員会の最終報告を受けて、本日開催の当社取締役会で、本件発生の原因、責任の所在、関係者に対する社内処分、再発防止策等を承認いたしましたので、その概要につき、以下の通りご報告いたします。

1. 本件の判明から本日までの経緯

平成 19 年 4 月 13 日、当社の会計監査人である新日本監査法人へ外部情報があり、監査法人から当社に対し、過去に遡って売上計上時期を調査するよう指導・要請がございました。これを受け、社長を委員長とする社内調査委員会を設置し、社内調査に着手いたしました。監査法人から調査の方法等について助言を受けながら社内調査を進めた結果、平成 15 年 3 月期から平成 18 年 3 月期に亘り、本来の計上時期より前に売上計上していた事象が判明し、平成 19 年 5 月 18 日付で「過去の業績に影響を与える事象の発生について」を開示いたしました。

また、当社は社内調査委員会の調査だけでは客観性、透明性、公正性の観点から不十分であるとの判断から、当社と利害関係を持たない外部関係者のみで構成される「外部調査委員会」の設置を決め、平成 19 年 5 月 25 日に発表いたしました。「外部調査委員会」には社内調査の内容および結果の検証、本件発生の原因究明、ならびに再発防止策の策定に向けた提言を委嘱し、第三者の立場から助言と指導を行なっていただくことといたしました。「外部調査委員会」のメンバーは以下の通りであります。

「外部調査委員会」メンバー（敬称略）

委員長 阪口 春男 弁護士（協和綜合法律事務所）
委員 大森 勇一 弁護士（曙綜合法律事務所）
委員 前田 正宏 公認会計士（関西学院大学大学院司法研究科 教授）

平成 19 年 6 月 20 日、外部調査委員会から当社宛に、社内調査の内容及び結果の検証に関して「当委員会は、貴社による社内調査の内容及びその結果が、不相当であり、事実と反することを疑うに足る事情は、いずれも認められなかった。」との中間報告を受け、過年度決算の具体的な訂正内容を確定し、平成 19 年 6 月 22 日付にて「過年度決算短信（連結・個別）の一部訂正について」を公表いたしました。

外部調査委員会では、当社の担当役員、従業員ならびに、新日本監査法人担当責任者等に対し、事情聴取を行うとともに、社内調査委員会の報告書から本件に関連していると思われる請負契約書、契約物件受領書、完工計上基準規程一覧、完工見込み状況に関する一覧表、組織図等を精査し、当社は平成 19 年 7 月 18 日、社内調査の内容及び結果の検証、役職員の関与の有無を含めた原因究明及び再発防止策の策定に向けた提言を内容とした「最終報告書」の提出を受けました。

2. 本件に関する調査体制等

(1) 調査体制

社内調査委員会は、社長を委員長とし、管理部長を中心とした業務・生産スタッフにより組成し、監査法人の助言を受けつつ、調査を行いました。

また前述のとおり、当社社内調査委員会では調査の客観性、透明性に限界があると考え、公正性を担保するため、外部調査委員会を設置し、当社社内調査委員会の社内調査の内容及び結果の検証、本件の原因究明及び本件再発防止策の策定に向けた提言を委嘱いたしました。

(2)調査対象範囲

調査対象範囲に関しましては、当社業績が下降局面に入った平成 15 年 3 月期から平成 18 年 9 月期における各期末月(3 月と 9 月)に売上計上された住宅請負物件合計 4,115 件の全てを対象といたしました。

3 . 調査の内容及び結果の検証

(1)調査内容（手続き）

社内調査委員会は、下記の要領で、社内に保管された文書との突合等による取引記録の妥当性検証を行いました。

ア . 内調査委員会では調査対象物件 4,115 件に対し、以下の 3 つの選択基準に基づき、絞り込みを実施いたしました。

- a) 会計監査人が実地監査を行っていない物件
- b) 下請施工業者又は納品業者からの請求書査定処理日が遅れた物件
- c) 顧客（施主）からの入金が遅れた物件

イ . さらに、上記基準により絞り込まれた物件について、該当支店の工事責任者に対して、質問事項に対する回答記入方式によるアンケート調査を行うとともに、下請施工業者や納品業者からの請求書の処理の遅れや、顧客（施主）からの入金処理が遅れたことに対する合理的理由の有無及びその内容に関してヒアリングを実施いたしました。その結果、一部内部造作工事を含むクロス工事以降の工事(造作工事、クロス工事、設備仕上工事等)が未了なものなど、工事責任者が合理的な反証を行うことができなかった物件を最終的に 32 件（請負金額合計 7 億 4,800 万円）と特定いたしました。（最終的に特定された 32 件は、13 支店にわたっており、全調査対象物件 4,115 件の約 0.8%に相当します。）

外部調査委員会は、下記の要領で、当社が発表した「過去の業績に影響を与える事象の発生について」に関する社内調査委員会の社内調査の対象期間及び内容の妥当性並びに調査結果全般について検証するとともに、取締役および従業員のインタビュー等を行いました。

ア . 当社の代表取締役社長をはじめ担当役員、担当従業員に対して事情聴取を行うとともに、新日本監査法人から、本件に関する調査内容についての報告書を受領し、同監査法人の担当責任者らに対し、ヒアリングを実施いたしました。

イ . また、本件に関連していると思われる請負契約書、契約物件受領書、完工計上基準規程一覧、工程管理簿、支店長会議において配布された完工見込み状

況に関する一覧表、組織図等の精査を行いました。

- ウ．社内調査委員会による調査対象物件の絞込みの各過程において、絞込みから除外された物件の中から一定数の抽出検証等を実施し、絞込みの過程に問題がなかったかどうかの反面調査を実施し、調査方法の妥当性を検証しました。

(2)結果の検証

以上の社内調査の過程に対する検証に加えて、当社の各関係当事者及び新日本監査法人に対する事情聴取や各種資料の調査などの調査結果に基づく限り、「当社の社内調査の内容及びその結果が不相当であり、事実を反することを疑うに足りる事情は、いずれも認められなかった」旨、外部調査委員会から結論を得ました。

(3)過年度各期の財務諸表への影響

本件発生に伴う、過年度決算（平成15年3月期から平成18年3月期まで）の損益計算書主要項目への影響額は以下のとおりです。

(連結)

(単位:百万円)

	平成15年3月期(03/3期)			平成16年3月期(04/3期)			平成17年3月期(05/3期)			平成18年3月期(06/3期)		
	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
売上高	102,758	102,693	64	96,832	96,829	3	87,556	87,454	102	82,527	82,698	170
経常利益	334	351	16	52	48	4	850	864	13	1,577	1,543	34
当期純利益	8,670	8,686	16	830	826	4	1,858	1,872	14	32,995	32,961	34
純資産	30,573	30,556	16	31,841	31,821	20	29,259	29,225	34	7,136	7,136	0

(単独)

(単位:百万円)

	平成15年3月期(03/3期)			平成16年3月期(04/3期)			平成17年3月期(05/3期)			平成18年3月期(06/3期)		
	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
売上高	81,145	81,080	64	80,757	80,754	3	72,711	72,609	102	67,413	67,583	170
経常利益	514	531	16	236	239	3	566	581	14	1,936	1,901	34
当期純利益	9,554	9,570	16	1,300	1,296	4	1,975	1,990	14	33,107	33,073	34
純資産	30,650	30,634	16	32,733	32,713	19	30,048	30,014	34	7,820	7,820	0

なお、平成15年3月期から平成18年3月期までの各期における財務諸表の詳細につきましては、平成19年6月22日付で発表した「過年度決算短信(連結・個別)の一部訂正について」をご参照ください。

4. 本件発生の原因

(1)発生の原因

外部委員会は、本件において当社の業績、業績管理体制、売上計上基準の遵守体制、従業員のインセンティブ等を検討し、本件は、後記の背景事情が温床となり、後記事象を契機として発生するに至ったと認定しました。外部調査委員会の調査結果は以下のとおりです。

・外部調査委員会「最終報告書（要旨）」

背景事情（間接的原因）

当社は、住宅請負部門の不振を大きな要因とした売上高の減少により、創業以来初めて、平成 13 年度に赤字を計上し、それ以降、平成 18 年度まで継続的に赤字を計上し、経営陣が相当の危機感を抱いた。その中で、経営陣は、受注件数の向上に加え、売上高に直結する「完工の数値」に対して重大な関心を払うようになったと推測され、平成 14 年度下期ころより、従来より厳密に完工数値達成状況を把握する体制が取られることになった。

本件発生の契機（直接的原因）

住宅業界を取巻く厳しい客観的状况の中、平成 13 年度は創業以来初の赤字計上し、平成 14 年度も連続赤字計上が必要となる状況を踏まえ、何としても売上高を確保したいとの経営陣の強い意向が、支店長会議等を通じ、支店長及び従業員に対しても伝わり、工事責任者らにおいても同様の心理的圧迫を感じていたと推測される。

本件は、時期の点において、平成 14 年度下期(平成 15 年 3 月期)から平成 17 年度上期（平成 17 年 9 月期）までの間に継続して生じており、地域的にも全国 13 支店と広範に点在し、本件に携わった関係者もまた複数の異なる者が個別に関与する形態となっていることから、本件が各工事責任者の個人的動機に基づくものとはいえず、本社の意向を受けた支店長等が皆一様に前記のとおり心理的状況に追い込まれていたといえる。

さらに当社の売上計上基準の遵守に対する各従業員の規範意識は決して高いものでなかったことを指摘することができる。支店長及び工事責任者は一様に自ら行なった行為が売上計上基準に反するとの認識を有していたにもかかわらず、規範意識よりも、使命感・責任感を感じ、期初に申告した完工見込みの数値を達成しようとしていた事実が伺われる。

外部調査委員会の結論

本件において、経営陣ないし各地区の生産推進部長が、本件に見られる売上の前倒し計上を直接指揮した事実、あるいは、本件を事前に察知し、これを認容していた事実など、会社全体の組織的関与を疑うに足る事情はいずれも認められなかった。

当時の経営陣が、当時の当社の置かれた状況に対処するために、売上を伸ばし、利益を上げるために、各支店の保有する受注案件に対する完工見込みのチェック体制を強化したこと自体は、経営陣として当然なすべき事柄で、もとより正当で

あるが、結果的に、本件のような結果を招来した管理・監督責任は、前記諸事情を考慮したとしても、その軽重は別として、免れないものと思われる。

本件は、前記のとおり各背景事情が温床となり、前記のとおり各事情を契機として発生するに至ったと認められる。

(2) 当社の結論

当社といたしましては、外部調査委員会の「最終報告書」の提出を受け、本件発生の原因に関し、以下のように結論づけました。

本件は、平成13年度以降、業績が悪化した状況の下で、経営陣から各支店長及び工事責任者らに対して、完工数値の達成度に対する厳格なチェック体制が取られ始めたことを背景事情として、当時の各支店長及び工事責任者の、売上計上基準の遵守意識が低かったことが作用し、売上計上基準の遵守意識よりも、完工数値を達成しようとの心理的誘因が優ることにより発生したものと考えられます。

本件において、外部調査委員会の結論のとおり、当社全体の組織的関与を疑う事実は存在しなかったとはいえ、結果的にこのような結果を招来した管理・監督責任は、前記諸事情を考慮したとしても免れることはできないと認識しております。

5. 経営責任の明確化と関係者の処分

当社は、本件に関して経営責任を明確にするとともに、社会的・道義的責任を果たすため、外部調査委員会の最終報告を真摯に受け止め、取締役会及び監査役会において、全取締役及び全監査役が合意の上、役員報酬の一部カットの社内処分を次のとおり決定いたしました。

代表取締役社長	取締役の月額報酬の30%	3ヶ月
代表取締役副社長	取締役の月額報酬の30%	3ヶ月
関係取締役	取締役の月額報酬の20%	3ヶ月
監査役	監査役の月額報酬の10%	3ヶ月

なお、本件に関与した社員につきましては、当社の社内規程に基づき、厳正な社内処分を行います。

6. 今後の対応（再発防止策について）

今後、当社は、管理機能の強化、内部システムの確立・運用が図られるよう抜本的な経営改革を早急に進めてまいります。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 社内の教育・研修体制の再構築

法令遵守に係る教育・研修体制を徹底させるため、取締役会の下に今後の組織等を検討するプロジェクトチームを設置いたします。また、経営陣が責任を持って従業員の意識改革を図り、コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、経営陣から従業員に対する指示等に際しても、組織の隅々まで指示が正しく伝わるよう、明確な指示・説明を実践いたします。

さらに社内コンプライアンス体制を充実させるため、以下の施策を実施いたします。

研修内容の充実

- ア．営業、生産、業務等、各職群の事業活動に関する具体的な事例に基づき、コンプライアンス知識を習得できる研修をさらに充実させます。
- イ．本件のような当社売上計上基準に合致しない会計処理が、重大な法令違反になりうることを周知徹底するため、経理部門と連携して、会計処理に関する研修内容の充実を図ります。

研修会の実施強化

- ア．従来のコンプライアンス研修の中で、経営管理職に対するコンプライアンス研修の定期的な開催を強化し、法令遵守を重視する職場風土の醸成に注力します。
- イ．各部支店のコンプライアンス部門責任者・推進責任者に対し、各職種の具体的な事例を織り込んだ「コンプライアンス勉強会」の定期的な開催を従来以上に強化します。
- ウ．コンプライアンス部門だけではなく、管理本部の部長、グループ長を講師とした、各支店及び当社関連子会社の総務・業務担当責任者等を対象としたコンプライアンス研修を追加して実施します。

経営陣の支店巡回時における支店幹部社員に対する法令遵守マインドの徹底。

(2) 違反行為に対する厳格な対処

当社は、法令および社内規程に違反する行為に対しては、より厳しい姿勢で対応するため、「従業員懲戒規程」の見直しを行います。また、就業規則の「服務規律条項」にコンプライアンス項目の内容を充実・強化し、当該項目に違反する行為については、より厳格に対処します。

(3) 完工基準の客観的確認体制の構築

当社の完工基準をより詳細・明確に規定することにより、客観的に完工が確認できる適切な証憑類を入手する体制を構築いたします。

(4) 監査体制の強化

内部監査部門を強化し、社長直轄の中立的立場から社内監査が行える体制を整備いたしますとともに、現場実査の手法を見直し、監査体制を強化します。

また、各部支店による自主検査の定期実施と実施状況報告によるチェック体制の強化を図るとともに、経営会議における内部監査報告の充実により、内部統制の強化を更に推進いたします。

(5) 社内通報制度（ヘルプライン）の再構築

当社では、平成 15 年 7 月より、コンプライアンス違反行為の社内通報制度（ヘルプライン）を設けておりますが、本件発生に鑑み、法令遵守の監視体制をさらに強化するため、従来の制度に加え、外部の弁護士等第三者によるヘルプラインと同等の機能を持つ窓口の設置を検討いたします。

今般、当社におきまして、このような当社売上計上基準に合致しない会計処理が行われたことについて、重く受け止め、深く反省しております。

また、株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の方々に多大なご心配ご迷惑をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げますとともに、今後当社が取組んでまいります改革・改善策に対し、皆様方のご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上